

(財)愛媛の森林基金 2次評価

- ・(財)愛媛の森林基金は、森林資源の造成及び森林の公益的機能の拡充並びに緑資源の維持及び増進を図る目的で、県、市町、企業、県民からの出捐を得て、昭和61年に設立された。
- ・当法人では、緑化思想の普及啓発、森林の利活用の促進、緑の募金事業、森林の適正管理等に取り組んでいるが、県土面積の71%を森林が占める本県においては、過疎化、後継者不足、木材価格の低迷などにより森林の荒廃が進んでおり、地球温暖化防止、水源涵養など森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることが県の重要課題であることから、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)当該法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・「県行政の補完」という位置付けのもと、理事長には県農林水産部長が就任し、事務局職員は、県職員の兼務体制となっているほか、当法人の設立目的を踏まえ、役員には、管内各界各層の代表者等が就任(非常勤)している。
- ・しかし、事務局は兼務職員、役員は理事長以外非常勤であることは、法人運営における効率性や連携上の効果はあるものの、一方で、当法人は県からの助成を受ける団体であることから、法人としての自立性が十分に確保されるよう留意する必要がある。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、県施策と連動し、森林の公益的機能を拡大させるという役割を担っており、情報誌の発行・配布、森林・林業写真コンクール、木工教室の開催など「緑化思想の普及啓発事業」、緑の募金収入を財源とした、森林ボランティアの育成、植樹祭の開催、緑の少年団育成、公共施設の環境緑化推進など「緑の募金事業」、森林所有者自らが管理を行うことが困難なために放置されている人工民有林の間伐等を行う「森林適正管理事業」等を実施している。
- ・緑化思想の普及啓発事業は、基本財産の運用収入等で賄っているが、事務局が全て県兼務職員であるなど管理費の割合を抑えてはいるものの、特定預金の取り崩しで賄っている状況にある。なお、基本財産の運用は、17年度に、割引国債から利付国債運用に切替え、一定の運用収入を確保しているが、今後も安定的な事業実施に向け、基本財産及び運用財産の効率的な管理運用を行っていただきたい。
- ・緑の募金事業は、募金収入に見合った事業執行を行っているが、近年収入が減少傾向にあり、事業も縮減している。当法人は、11年に特定公益増進法人の認定を受け、寄付者の所得税控除など、より募金を行いやすい環境づくりに努めているが、年間募金目標額57,000千円を下回る状況(17年度実績34,471千円)にあり、目標達成に向けた効果的な広報活動の実施及び事業内容の充実に努めていただきたい。
- ・森林適正管理事業については、事業執行に見合っ、国、県、市町が一定割合を負担するとともに、県民・企業等からの賛助会費などを受入れ、計画達成に向けた事業に取り組んでおり、基本的に損失が生じる事業ではない。
- ・全体として、17年度黒字であり、今後も黒字を見込んでいるが、当法人の事業収入の大部分は、補助金、負担金収入に依存しており、国、県等の財政状況の悪化を踏まえ、事業規模も縮減傾向にある。今後とも、基本財産のより効率的な運用や募金収入、賛助会費の増収などに努めるとともに、普及啓発などについて事業の成果を踏まえて見直しを行うとともに、県等の行う事業の行う役割分担も踏まえ、県の施策と連携したより効率的で効果的な事業の推進に努めていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・事務局職員は、18名で、正規職員17名は全員県職員の兼務となっているが、森林適正管理事業の計画縮減に伴い、17年度に兼務職員1名減(18名17名)、県退職者(非常勤嘱託員)の雇用廃止などの取組みを行っており、今後とも、県と基金との役割分担の見直しや事業の進捗状況等に応じて、兼務職員の減など柔軟な対応も心がけていただきたい。
- ・役員は20名で、うち理事が18名で全て非常勤で無報酬であり、今後も無報酬を継続することとしている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・基金の主要事業である森林適正管理事業(特別会計)は、林業経営の悪化等から森林所有者自らが管理を行うことが困難なために放置されているスギ・ヒノキの人工民有林を対象として、国、県、市町、県民等の負担により、当基金が所有者から管理委託を受け間伐等の整備を行うものである。県下には、約63,000haの放置林があり、14年から23年までの10年間で10,500haの整備を当初計画していたが、所有者の同意が得られない、境界が不明確、不在村等による連絡不通など実施上の課題や県・市町の財源不足などから、17年度に全体計画を見直し、4,800

haの整備計画に縮減されている。17年度は600haの計画に対し488haの整備を実施(全体計画進捗率約40%)している。

財源としては、国、県補助金のほか、不足分について市町と県の負担金、補助対象外部分についても、公営企業局助成金が投入されるなど、県の財政負担は大きく、実施に当たりコスト削減余地がないか検討するとともに、対象森林の選定に当たっても、造林事業や治山事業など他の公共事業との役割分担を明確にし、公益的機能をより発揮させる箇所に重点的に投資する必要があると思われる。

なお、この事業に賛同する県民、企業の賛助会員は、年々順調に増加(17年度末1,292口、前年対比106%)しており、森林は県民共有の財産という認識のもと、県民一体となった取り組みとして展開していることは評価できる。

- ・県では、17年4月から森林環境税を導入し、森林環境保全等の取り組みについて広く県民に普及啓発する事業などを行っているところであるが、当法人の目的とする緑化思想の普及啓発等目的が一部重複するところもあると考える。今後とも県行政の補完との位置付けで基本財産の運用収入等の範囲内で実施することは認められるが、税充当事業との役割分担を明確にし、効率的・効果的な事業の実施に努めていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・実施計画の取組み、一次評価に記載のとおり、当法人は、県行政を補完するものであり、経営責任の確保、効率性の推進などの観点から、県農林水産部長の理事長への就任、県職員による事務局職員の兼務を行っているところであるが、兼務職員の人数について、今後とも、業務量等に応じた適正化に取り組んでいただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・寄附行為、収支予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、財務関係資料等を財団のホームページで公開しており、情報公開についても、18年度に情報公開要綱を策定し、公表するなど、取組みは順調である。

4 総合的評価

【法人】

- ・官民一体となって森林の公益的機能の拡充強化に取り組んでいるところであるが、募金収入や国・県等からの補助金等収入の減少など当法人を取り巻く経営環境は厳しい。このため、基本財産の効率的な運用や募金収入、賛助会費の増収に努めるとともに、経費の節減や事業の見直し等により、一層の効率的・効果的な事業の推進に努めること。

【所管課】

- ・県行政の補完という位置付けのもと、県が主導して森林の公益的機能の発揮に向け取り組んでいるところであり、法人の事業の進捗状況や課題の把握、検証、県の行う公共事業との役割分担などを踏まえ、法人と連携したより効果的な事業展開に取り組むこと。